あきる野市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年2月20日

提出者 あきる野市長 澤 井 敏 和

提案理由

国民健康保険の平成30年度からの制度改革に伴い、基金の使途目的を改めるなど、規定を整備する必要がある。

あきる野市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例

あきる野市国民健康保険基金条例(平成7年あきる野市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第1条中「保険給付、その他財源の不足を」を「国民健康保険事業の運営に要する費用に不足が」に、「積立てる」を「積み立てる」に、「事業運営基金」を「あきる野市国民健康保険基金」に改める。

第2条を次のように改める。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度予算で定める。

第4条中「国民健康保険特別会計歳入歳出予算」を「あきる野市国民健康保険特別会計歳 入歳出予算」に改める。

第6条を次のように改める。

(処分)

第6条 基金は、国民健康保険事業の運営に要する費用に不足が生じた場合において、当該 不足の財源に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。